

令和 7 年 4 月 1 6 日

保 護 者 様

播磨高原広域事務組合立
播磨高原東小学校長 中尾 靖

令和 7 年度「特別警報」「警報」発表時の臨時休業について

「特別警報」及び大雨・暴風・大雪等に係る「警報」発表時の児童・生徒の登校について、次のように取り扱います。

つきましては、テレビ・ラジオ・インターネット等の気象情報を確認して、下記のとおり対応をお願いします。

記

- 1 午前 7 時の時点で、「たつの市」と「上郡町」の両方又はどちらか一方に「特別警報」及び「大雨・洪水・大雪・暴風・暴風雪」のいずれかの「警報」（以下「気象警報」）が発表されているときは、臨時休業とします。
- 2 午前 7 時以降に「気象警報」が発表された場合は、「気象警報」が発表された時点で、教育委員会事務局で臨時休業とするかどうかを至急協議し、学校から各家庭へその後の対応を一斉メール（スクリレ）を使用して連絡します。

	自宅出発前	登校中	学校到着後
対応	自宅待機	原則、安全に気を付けて登校	
	学校からの連絡を待つ	対応決定後、児童生徒及び保護者へ連絡	

- 3 前日の対応
翌日に、「気象警報」が発表される可能性が高い場合は、前日に臨時休業とするかどうかについて、学校から各家庭へ連絡します。
- 4 給食について
※午前 7 時の時点で、たつの市に「気象警報」が発表されているときは、その日の学校給食は中止とします。
※午前 7 時以降に「気象警報」が発表された場合は、学校給食の中止の判断は教育委員会事務局がします。給食を中止する場合は午前中授業とし、午後は休業とします。